

## ブログ de おうちワーク講座等受講規約

本規約は、一般社団法人日本おうちワーク協会（以下、「甲」といいます。）が主宰するブログ de おうちワーク講座及びその他の講座（以下、「本講座等」といいます。）の受講に関する規則を定めるものです。

### 第1条（目的）

本講座等は、受講生が自己のブログ作成を仕事として収益化するための指導等とおして受講生が収益を得て家庭におけるワークライフバランスを実現することを目的とします。

### 第2条（適用範囲）

本規約は、本講座等を受講する全ての受講生を対象とし適用されるものとします。

### 第3条（受講生の年齢）

本講座等の受講生は、満18歳以上の方のみとします。18歳に満たない場合は、親権者の同意がある場合に限り受講を認めます。

### 第4条（受講の申込）

本講座等の受講申込は、甲に受講申込をする方法又は甲のおうちワークアドバイザーが個別に定める方法に従って行うものとします。

### 第5条（受講契約の成立）

- 1 本講座等の受講を希望する方が、前条に定める方法により本講座等の受講申込をした時点で、本規約を内容とする受講契約（以下、「本契約」といいます。）が成立するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、本講座等の受講を希望する方が受講申込をした日から3営業日以内に次条に定める方法により甲に受講料を支払わなかったときは、甲が受講申込を承認した場合に限り本契約が成立するものとします。
- 3 甲が受講申込を承認しなかったときは、甲は返金手数料を控除した受講料を指定の銀行口座に送金する方法により申込者に返金するものとします。

### 第6条（受講料の額）

- 1 本講座等の受講料の金額は、次のとおりとします。ただし、税率に変動があったときは変更後の税率によるものとします。

- (1) 甲のおうちワークアドバイザーによるブログ de おうちワーク講座の対面セミナー 4 時間を 3 回受講又は 2 時間を 6 回受講  
1 2 万円 (税別)
  - (2) ブログ de おうちワーク講座に加え 1 Day Wordpress 構築講座及びアドセンス審査徹底サポート講座のトータルパック  
1 5 万円 (税別)
  - (3) 1 Day Wordpress 構築講座又はアドセンス審査徹底サポート講座  
各 3 万円 (税別)
- 2 受講生は、前項 (1) ないし (3) の受講料をクレジットカード決済又は甲の指定する銀行口座に送金する方法により甲に支払うものとします。振込手数料等は受講生の負担とします。

#### 第7条 (ブログ de おうちワーク講座の実施)

- 1 ブログ de おうちワーク講座は、次の内容からなる計 6 種類の対面のセミナーにより開催します。
  - (1) LESSON 1 ブログを仕事にして成功するためのマインド構築法
  - (2) LESSON 2 検索で上位表示して、ファンを増やすための SEO ライティング
  - (3) LESSON 3 ブログを創りたてでも訪問者を集めるためのネタ選定
  - (4) LESSON 4 ブログを創りたてでも訪問者を集めるためのキーワード選定法
  - (5) LESSON 5 効率的にブログを育てるブログ運営方法
  - (6) LESSON 6 ブログが楽しくなる継続方法
- 2 その他、前項各項のセミナーと合わせて、甲が受講生のために提供する各種特典等を利用することができます。

#### 第8条 (キャンセルポリシー)

理由の如何を問わず、甲の責に帰する事由により本講座等にかかわるオンライン上のコンテンツ又はオンライン上の講座及び対面セミナーの全部を受講生に提供しなかったときを除き、受講契約が成立し、受講生が甲に受講料を支払った後は、甲は受講生に対し受講料を返還いたしません。但し、甲が受講料の返金を相当と認める事由がある場合は、甲は受講料の一部又は全部を受講生に返還することができるものとします。

#### 第9条 (受講料の返金)

受講生が受講生の都合により本講座等の一部又は全部を欠席したときは、甲は受講料を返金いたしません。

## 第10条（講座開催の中止）

- 1 ブログ de おうちワーク講座の各セミナー1回の受講生の数は2名以上とし、受講申込をした受講生が1名であるときは、ブログ de おうちワーク講座を開催するおうちワークアドバイザーは当該セミナーの開催の日の1週間前までに当該セミナーの開催を中止する旨を当該受講生に通知をすることにより当該セミナーの開催を中止する場合があります。
- 2 前項の場合において、受講生がすでに受講料を甲に支払った場合は、甲は当該受講料の全額を受講生に返金します。この場合、返金手数料は甲の負担とします。

## 第11条（講座修了等の要件）

受講生が本講座等の全カリキュラムを履修したときは、受講生は本講座等を修了したものとします。

## 第12条（有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、本契約の締結日から各講座を修了した日又は講師が合理的なサポート期間として定めた日までとします。
- 2 本契約の成立の日から1年以内に本講座等の全部を受講生が履修しないときは、本契約の成立の日から1年の経過で本契約は終了します。ただし、アドセンス審査徹底サポート講座については、1年の経過の日から1か月前までに受講生が本契約の継続を甲に申し出たときは、甲が延長の可否及びその期間を定めます。なお、アドセンス審査徹底サポート講座の延長は1回のみ認めることができます。

## 第13条（受講生の地位）

本講座等の受講生たる地位及び本資格の地位は第三者に譲渡できないものとし、第三者への承継もないものとします。

## 第14条（禁止事項）

甲は、受講生が次の各号のいずれかに該当したときは、受講生に対する何らの通知・催告等なく、直ちに本契約を解除し、受講生は受講生の地位を喪失します。この場合、受講料は返金しないものとします。

- (1) 本講座等の内容、甲から交付された本講座等にかかわる教材、音声データ等一切の本講座等にかかわる情報を甲の事前の許可なく第三者に開示、貸与、譲渡等（SNS等を利用した開示、メルカリやインターネットオークション等による譲渡を含む）をしたとき。
- (2) 甲、甲の他の受講生との関係が第三者に明らかになる態様で、マルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、その他連鎖販売取引への勧

誘行為、宗教等への活動の勧誘行為、その他これらの勧誘にかかわる特定の商品や宗教を支持し、宣伝する行為を行ったとき。

- (3) 次条に定める秘密保持義務に違反したとき。
- (4) 甲及びその他の受講生の信用を毀損し、これらの者に損害を与えたとき。
- (5) 本規約に定める義務に違反したとき
- (6) その他、甲が本契約を維持することが不適切と判断したとき。

### **第15条（秘密保持義務）**

受講生は、本講座等の開催に関し甲が受講生に開示した甲及び甲の関係者の経営上、技術上の秘密、本講座等に関し甲が保有するノウハウ、人脈等の有形無形の情報の一切及び甲が保有する個人情報を甲の事前の書面による同意なく第三者に開示せず、これらの秘密情報を善管注意義務に従い適切な方法で管理し、本契約が終了したときは、速やかにこれらの資料を破棄するものとします。

### **第16条（権利帰属）**

前条に定める秘密情報の他、甲が本講座等の開催に関し使用する著作物、教材等記載された技能、知識、ノウハウ等の一切の情報の権利は、甲のみに帰属し、受講生は甲の事前の書面による承諾なくこれらの情報を使用してはならないものとします。

### **第17条（反社会的勢力の排除）**

- 1 甲及び受講生は、自らが反社会的勢力でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を棄損し、もしくは業務の妨害を行いまたは不当要求行為をしないこと、並びに自らの役員および従業員は反社会的勢力の構成員ではないこと及び反社会的勢力との交際がないことを表明し、保証します。
- 2 甲又は受講生が前項の規定に違反したときは、直ちに相手方にその事実を報告するものとします。
- 3 甲又は受講生は、相手方が第1項の規定に違反したときは、相手方に対する催告なく本契約を解除することができるものとします。
- 4 甲又は受講生が、相手方が第1項に反することを原因として本契約を解除したときは、相手方に対し契約の解除によって被った損害の賠償を請求することができるものとし、解除された相手方は、本契約及び甲との間の一切の契約の解除により生じた損害について何らの請求もできないものとします。

## **第18条（不保証）**

甲及び受講生は、甲が受講生に対し本講座等によって確実な利益、有利な機会等を保証するものではないことを相互に確認し、受講生はこれを承諾します。

## **第19条（契約終了後の効力）**

受講契約終了後も、第15条及び第16条はなお有効に効力を有するものとします。

## **第20条（損害賠償）**

受講生が、本規約に定める義務に反し又は故意又は過失により甲に損害を与えたときは、受講生は当該損害を賠償する義務を負います。

## **第21条（免責）**

本講座等の遅滞、変更、中断、中止、情報等の流出又は消失その他本講座等に関連して発生した受講生の損害について、甲は一切の責任を負わず、受講生は、甲のおうちワークアドバイザーとの関係でこれらの事項を協議し、解決するものとします。

## **第22条（規約の変更）**

甲は、民法548条の4の定めにもとづき、本規約の目的に照らし必要かつ相当な範囲内において本規約を変更することができます。この場合、甲は変更後の規約を受講生に適宜の方法により速やかに周知します。

## **第23条（合意管轄）**

甲と受講生は、本講座等又は本契約に関する一切の紛争について、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とすることを合意します。

## **第24条（協議事項）**

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。

## **附則**

1. 本規約は、令和2年7月8日から効力を生じる。